

場、保険会社から各人が手に入れる個人的な疾病保険証券の購入、あるいは、共済組合の加入を通じて提供され得る。大部分の保護は、雇用関係を通じて行なわれる。ある使用者達は、商業的な保険会社から団体証券を購入するか、あるいは自己保険により同一の給付を提供している。その他の使用者達は、ある所定の日数の間に賃金(通常、全額)の支払いを継続する正規の有給疾病休暇制度を設けている。1968年には、4,410万人の労働者達——危険の対象とされる賃金・俸給取得者の合計は6,780万人——が短期的疾病に対する所得の保護をうけていた。しかし、保護がほぼ全労働者に及ぶ4州を除けば、民間労働力のうち、約2分の1がカバーされているにすぎない。

疾病保険は、1週間の待期以後に、ある所定の最高を条件として、毎週支払われる賃金の一部——2分の1から3分の2までの間とされる——に当る給付を、26週まで支払うことができる。これに対して、有給疾病休暇は、一般に、通常では1年間に5～15日とさ

れるある所定の期間に、労働不能の初日から完全な収入の補償を行ない、しかも、時には、使用されなかった休暇の年に貯えることができる。

対象とされた20年間にわたる一連の表は、私的保険に対する保険料と給付の支払い、私的な制度と公的に運営される基金を通じて支払われた現金給付、正規な有給休暇について評価された価値(民間労働者と政府労働者が別々に示されている)、および所得喪失にかんするそのような休暇の価値を示している。その他の表は、現金給付を提供する制度の効果を評価する手段として、諸給付と所得喪失にかん

する情報を集めている。これらは諸給付により喪失された収入の代替される範囲が、1959年の28%から1967年の30%へ、また、1968年には32%に上昇してきたことを示している。

賃金の3分の2を支払う支給率で、発病7日以後から給付を支払う保険制度では、1968年に所得喪失を補償した比率は、丁度50%を上まわっており、この数字は今までにおける最高の水準を示している。

Income Replacement during Sickness,
1948~68, *Social Security Bulletin*,
No. 1, January 1970, pp. 21~32; No. 107,
70.

貧困対策と社会保険

I. Katz and A. Nizan (イスラエル)

本稿には、貧困と戦う社会保険の手段という最近のある調査と資料を用いて、社会保険政策と管理・運営機構を通じて実施される貧困減少への手段が論述されている。

貧困を少なくする1つの方法は、1965年に採用された老齢者への社会的給付を通じて行なわれてきた。その給付の目的は、国民保険公社によって支払われる基本的年金だけに依

存する高齢者達の立場を改善することであった。平均賃金と比較すれば、上述した基本年金は、1957年の18%から1965年の10.5%までに低下した。待期期間について規定された正式の資格条件を満すことのできない多数の移住者がもっているニードに対処するために、イスラエルは大部分の高齢者に最低年金を保証することを選んだ。もっとも、すでに指摘されたように（訳註：原典に示されていない）、この最高年金は次第に姿を消してきた。社会保険公社の財政的な資金は、すべての高齢者に対する年金の全般的な引上げを行なうことができなかった。そこで、社会保険公社は、年金を唯一の所得とする高齢者に特殊な社会的給付を支給することを決定した。その給付を支給する手段は、なんらの資力調査をも求めることなく、該当者の財政的な収入源にかんするある質問状の記入だけが要求されている。1969年には、これらの社会的な手当は平均賃金の15.5%で、手当は基本的な年金に加えて支給された。

他からの追加収入を得ることのできる人び

とから、どの程度の不正な受給申請が行なわれるかを発見するために、特別手当を申請する年金受給者の経済的な立場にかんするある調査が行なわれた。その調査の第2の目的は、この手当の受給資格を有する人びとが手当について知っており、受給を申請し、そして手当を受給したかどうかを発見することであった。

調査の結果として発見されたのは、すべての年金受給者のうち41%に補足的給付の支給が認められたが、年金受給者の47%だけが追加的な給付に対する受給申請を行なっていたことを示していた。その実態調査は、これらの補足的給付を受給している人びとのうち、3%だけが給付の受給資格をもっていなかったことを示していた。これに対して、この追加的な手当の受給資格をもっている人びとの9%が、手当を受給していなかった。かれらの中には、これらの給付について、読み書きができなかったり、知らなかった疾病者、病氣中の者、および貧困な人びとが含まれていた。エルサレムの貧困地区におけるある調査

は、これらの社会的給付に受給資格を有する高齢者のうち、22%がそれらの給付を受給していなかったということを示している。必要なサービスをうけるのに該当するきわめて貧困な人びとが、選別の基本原則を用いる場合に、ある「障害」がかれらを必要なサービスの受給から排除しているという事実の発見から、上述した事情が明白である。

貧困に対処する別な2つの手段は、移住してきたときに60歳以上の新規移住者に支払われる特殊な年金と、福祉給付の名簿から社会保険制度に移された18,000人の人びとに支払われる老齡手当である。これらの給付には、なんらの資力調査も要求されないが、申請者がある質問書に記入しなければならない。これらの人びとに低所得グループに属し、かつかれらのうち80%は社会的給付の受給資格をもっているということが発見された。

結論としていえることは、特殊な社会的給付の試みは、高齢者グループを社会保障制度に移して、かれらの手当を上げるのに成功